

議第35号

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京都市長 門川大作

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第23条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第26条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第26条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第27条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第27条第6項各号列記以外の部分中「年6パーセントを」を「法第103条第4項後段の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上烏羽南部地区土地区画整理事業施行規程等の規定により分割徴収する清算金に付すべき利子の利率の上限を、換地処分の公告の日の翌日における法定利率とする等の必要があるので提案する。